

加賀市歴史的風致形成建造物改修事業

本事業の趣旨

歴史的風致の維持向上に必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定し、歴史的建造物の構造や特徴の保存を推進する事業を実施しています。

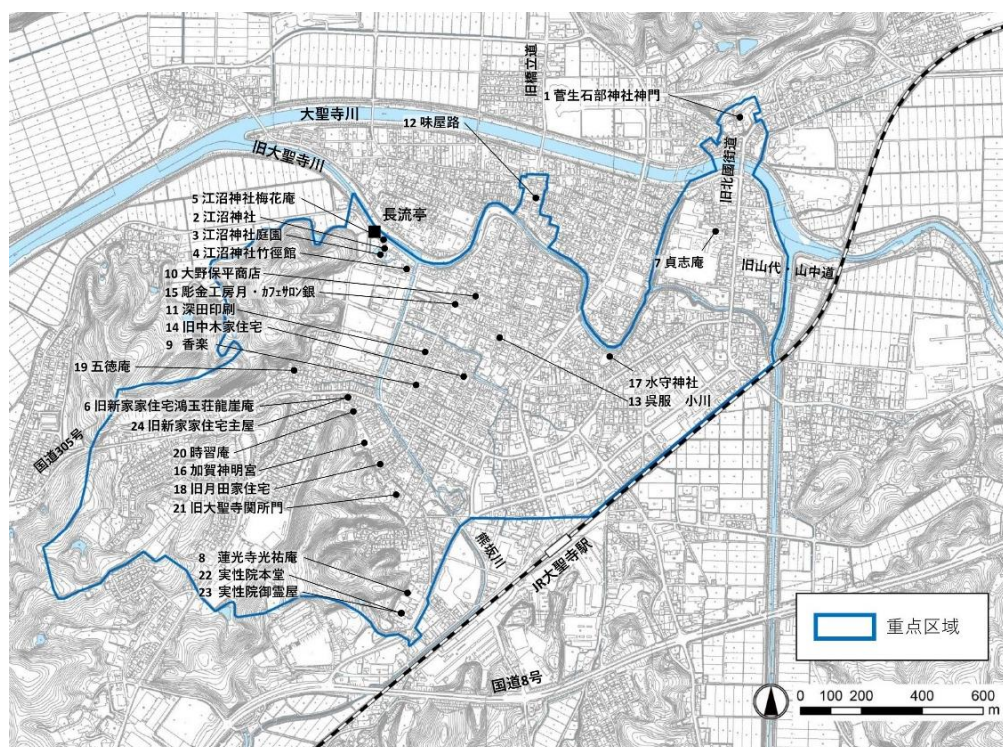
本事業は、これらの歴史的風致形成建造物の改修工事に対し、工事費の一部を補助します。

事業期間

令和7年度～令和12年度 ※加賀市歴史的風致維持向上計画の計画期間終了まで

補助対象建造物

歴史的風致形成建造物に指定されたもの



歴史的風致形成建造物の指定状況については、以下のQRコード（加賀市ホームページ）よりご確認ください。



補助対象者

歴史的風致形成建造物又は歴史的風致形成建造物が立地する土地の所有者又は権利等を有する者

補助対象行為

- 歴史的風致形成建造物の外観等の修理のため実施する次に掲げる工事（屋根、外壁及び建具に係る工事に限る。）
 - ア) 当該歴史的風致形成建造物の外観の補修工事
 - イ) 伝統的な建築形態を維持し、又は往時の姿へ復原するための工事
- 歴史的風致形成建造物の構造の補強のため実施する次に掲げる工事
 - ア) 耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基礎等）の補強工事
 - イ) 構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事

補助対象箇所

道路からの傍観等に関わらず建築物・工作物の全ての外観及び主要構造部

改修基準

伝統建築形態を維持することを原則とし、個々の建造物等の外観特性に配慮しながら個別協議により判断。

補助金額

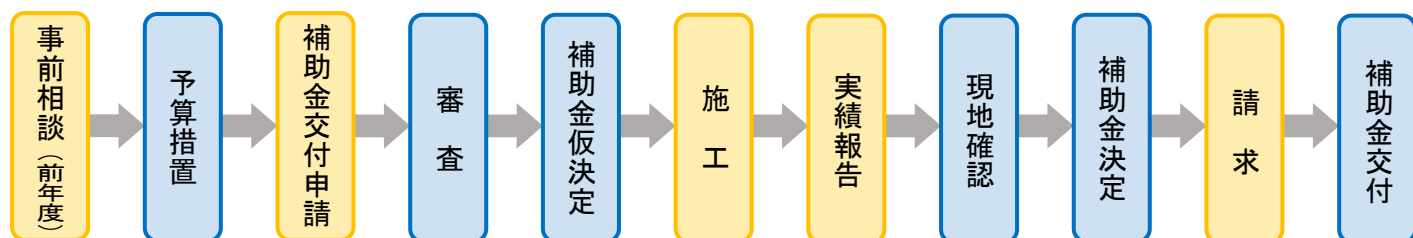
工事契約金額のうち補助対象経費に該当する額（当該額が 50 万円以上のものに限る。）の 50%以下の額で、400 万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

補助回数

同一箇所につき 1 回

- ・ 同一箇所の施工でなければ 1 建造物を分割した場合においても補助金の交付は可。ただし、1 建造物あたり、年 1 回までとする。
- ・ 同一箇所であっても、この補助金又は他の公共的な補助金若しくは補償金の交付から、10 年が経過した場合は、この限りでない。

補助金交付申請の流れ



交付申請の際の提出書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助対象に係る見積書
- ・ 実施設計書及び工事設計図書（位置図、配置図、平面図、着色立面図、仕上表、建具表、仕様書等）
- ・ 着工前現況写真
- ・ 承諾書

<交付決定後、変更等があった場合>

- ・ 補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書
- ・ 変更に係る図面等

実績報告の際の提出書類

- ・ 補助事業実績報告書
- ・ 実施工事図面
- ・ 工事契約書等の写し
- ・ 支払証明書（領収書の写し等）
- ・ 着工前・工事中・完成の状況を示す写真

請求の際の提出書類

- ・ 請求書

申請書類の各種様式は以下の QR コード（加賀市ホームページ）よりダウンロードください。



改修イメージ



改修前



改修後

お問い合わせ先

加賀市 都市計画課 都市整備グループ

〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ 41 番地（加賀市役所別館 2 階）

TEL:0761-72-7924 FAX:0761-72-7212 MAIL:toshikeikaku@city.kaga.lg.jp